

日本経営システム学会 研究発表細則

(研究発表の目的)

第1条 研究発表大会における研究発表は、経営システム問題に関する領域における学術的、実務的研究の発展および普及のために、会員の独創的な研究成果を公表し、その研究に対するコメント、質疑を通じて研究内容のより一層の充実、また参加会員への研究内容の普及を主たる目的とする。

(研究発表の資格)

第2条 研究発表者は全員が当学会の会員であり、その年度の学会費を納入していなければならない。

(研究発表の基本的要件)

第3条 研究発表は経営システム問題に関する理論的、方法論的に新規性を有する内容であり、公式の場で未発表であるものに限られる。また、研究発表はまとまった研究成果を公表するものであり、その研究目的と結論とが明示されていなければならない。したがって、事象列挙的なもの、研究の予告、中間報告的な内容のものは、研究発表として不適當である。

(研究発表の申込および表題)

第4条 研究発表の申込は、発表申込書を送付もしくは発表申し込みページから送信すること。

2. 申込締切期日については、大会委員会と大会実行委員会の協議の上、研究発表大会ごとに定める。
3. 研究発表にはその内容を的確に表す表題を付すこと。ただし、必要に応じて副題を付けることができる。

(研究発表の可否)

第5条 研究発表の可否については、大会実行委員会が予稿の内容によって決定する。

(細則の変更)

第6条 本細則の変更は、理事会において出席者の2分の1以上の承認を得なければならない。

2. 本細則の内容および変更の検討は、大会委員会が執り行う。

(施行)

第7条 本細則は、平成28年6月4日より施行する。

日本経営システム学会 研究発表規程 改定案

改定前	改定案	備考
<p>研究発表規程</p>	<p>研究発表細則</p>	<p>これまでも「細則」（決定機関：理事会 1/2 以上）と同等に扱われてきた経緯がある。名称と実際の運用を一致させるとともに、規定類の名称整理の原則に従い、名称を『日本経営システム学会 研究発表細則』とする。</p>
<p>（研究発表の申込および表題） 第 4 条 <u>1. 研究発表の申込はその予稿の学会到着をもって受付けられたものとする。</u> 2. 申込締切期日については、大会委員会と大会実行委員会の協議の上、研究発表大会ごとに定める。 3. 研究発表にはその内容を的確に表す表題を付すこと。ただし、必要に応じて副題を付けることができる。</p>	<p>（研究発表の申込および表題） 第 4 条 研究発表の申込は、<u>発表申込書を送付もしくは発表申し込みページから送信すること。</u> 2. 申込締切期日については、大会委員会と大会実行委員会の協議の上、研究発表大会ごとに定める。 3. 研究発表にはその内容を的確に表す表題を付すこと。ただし、必要に応じて副題を付けることができる。</p>	<p>研究発表の申込に関して、現行の規程と実際の運用とにずれが生じているため、「研究発表の申込は、発表申込書を送付もしくは発表申し込みページから送信すること。」とする。</p>
	<p>（細則の変更） 第 6 条 <u>本細則の変更は、理事会において出席者の 2 分の 1 以上の承認を得なければならない。</u> 2. <u>本細則の内容および変更の検討は、大会委員会が執り行う。</u> （施行） 第 7 条 <u>本細則は、平成 28 年 6 月 4 日より施行する。</u></p>	<p>細則への変更に伴う条文の追加。</p>